大分県人権尊重施策基本方針 (第4次)

【資料編】

国外編					
1	世界人権宣言	1			
2	国連など国際社会の取組年表	8			
国内網	扁				
3	 日本国憲法(抜粋)	10			
4	同和対策審議会答申(抄)	·····12			
5	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について				
	(意見具申)	18			
6	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に				
	関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)	38			
7	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	·····72			
8	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	·····74			
9	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に				
	関する法律	······81			
10	部落差別の解消の推進に関する法律	·····84			
11	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の				
	増進に関する法律				
12	主な人権関連法令の一覧	89			
県内編					
13	大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重				
	社会づくり推進条例	·····93			
14	大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重				
	社会づくり推進条例施行規則	·····97			
15	大分県人権尊重施策基本方針実施計画(令和7年度~令和10年度)	99			
16	大分県人権施策推進本部設置要綱	····· 123			
17	大分県人権教育・啓発推進協議会規約	····· 125			
18	今後の人権教育・啓発のあり方について				
19	大分県人権尊重·部落差別解消推進員設置要綱····································	····· 154			
20	大分県における人権関連条例等の一覧	····· 156			
21	令和5年度人権に関する県民意識調査報告書 概要版				
22	大分県同和対策審議会議案書	179			
23	国及び県の人権・同和対策の経緯	190			

世界人権宣言

※1948 (昭和23) 年12月10日国連第3回総会で採択(国連広報センター訳)

人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを 承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、 言論及び信念の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の 人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制および圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがない ようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵 守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利および自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするため

にもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にもこれらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

- 第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利 について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞 の精神をもって行動しなければならない。
- 第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴

隷売買は、いかなる形においても禁止する。

- 第5条 何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは 刑罰を受けることはない。
- 第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法律の下において、人として認められる権利を有する。
- 第7条 すべての人は、法律の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を 有する。
- 第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
- 第11条 犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保 障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、 無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為

または不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に 適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

- 第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいまま に干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第13条 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を 有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利 を有する。
- 第14条 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的および原則に反する 行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第15条 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認 されることはない。
- 第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中およびその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を 受ける権利を有する。

- 第17条 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条 すべての人は、意見および表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第20条 すべての人は、平和的な集会および結社の自由に対する権利を有する。 2 何人も、結社に属することを強制されない。
- 第21条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の 政治に参与する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、 定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平 等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等 の自由が保証される投票手続によって行なわなければならない。
- 第22条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自

己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

- 第23条 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同 等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ、有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれ に参加する権利を有する。
- 第24条 すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む 休息及び余暇をもつ権利を有する。
- 第25条 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設により、自己及び 家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心 身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合には保障 を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、 嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。
- 第26条 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等 の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるもの でなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく

開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的 としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団 の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国 際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。
- 第27条 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び 科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び 物質的利益を保護される権利を有する。
- 第28条 すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社 会的及び国際的秩序に対する権利を有する。
- 第29条 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ 可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及 び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道 徳、公秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として 法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に 反して行使してはならない。
- 第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、 この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はその ような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

国連など国際社会の取組年表

()は日本が加入・批准した西暦年

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	ディストル (1) は日本 (2) が加入・ (1) 批准 (1) に四層年 (2) 条約名
		国际(国建/10年	ホ かJ41
	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1 9 4 9	色介八惟旦吕		人身売買禁止条約(58)
1 9 4 9			
			難民条約 (81)
1 9 5 3			婦人参政権条約(55)
			奴隷条約改正条約・議定書
1 9 5 4			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1 9 5 9	世界難民年(~60)		
	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1 9 6 2			婚姻同意・年齢・登録条約
1 9 6 5			人種差別撤廃条約 (95)
1966			国際人権規約A規約(79)
			国際人権規約B規約(79)
			国際人権規約B規約選択議定書
			I
1967			難民条約議定書(82)
1968	世界人権年		
	世界人権会議(テヘラン)		戦争犯罪時効不適用条約
1971	人種差別と闘う国際年		
1973			アパルトヘイト禁止条約
	国際婦人年		
	世界女性会議(メキシコ)		
1976		国際婦人の 10 年	
10.0		$(1976\sim1985)$	
1979	国際児童年	(10.10 1000)	女子差別撤廃条約(85)
	世界女性会議(コペンハーゲン)		>
	国際障害者年		
1983		 国際障害者の 10 年	
1000		(1983~1992)	
1984		(1000 1004)	 残虐刑罰等禁止条約 (99)
	世界女性会議(ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条
1900	四介女性 武成(リイロビ)		約
1000	ア 欧 式 和 左		ル ソ
	国際早年年		
	国際居住年		III to a letter to the
1989			児童の権利条約 (94)
			国際人権規約 B 規約選択議定書
			П

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者	
		の10年 (1993~2002)	
	世界人権会議(ウィーン)	第3次人種差別と闘う	
		10年(1993~2002)	
1994	国際家族年		
1995	国際寛容年	世界先住民の国際 10	
		年 (1995~2004)	
	世界女性会議(北京)	人権教育のための国	
		連10年 (1995~2004)	
1996	貧困根絶のための国際年	貧困撲滅のための国	
		連10年 (1997~2006)	
1999	国際高齢者年		女子差別撤廃条約選択議定書
2000			紛争時児童の権利選択議定書
			(04)
			児童売買等に関する児童の権利
			選択議定書(05)
2001	反人種主義差別撤廃世界会議		
2002			残虐刑罰等禁止条約選択議定書
2003		国連識字の10年	
		$(2003\sim2012)$	
2005		国連持続可能な開発	
		のための教育 10 年	
		$(2005\sim2014)$	
2006			障害者権利条約(14)
			強制失踪条約 (09)
2007	先住民族の権利に関する国連		
	宣言		
2008		第2次国連貧困根絶	
		のための 10 年	
		(2008~2017)	
2009	国際和解年		
2 0 1 0	文化の和解のための国際年		
	国際ユース年		
2011	アフリカ系の人々のための国		
	際年		
2015		アフリカ系の人々のた	
		めの国際の 10 年	
		$(2015\sim2024)$	
2019	先住民言語の国際年		